



平成 21 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイイチ  
代 表 者 名 代表取締役社長 小西保男  
(JASDAQ・コード 7643)  
問 合 せ 先 取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋  
電 話 番 号 0155-38-3456 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 12 月 24 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条第 1 項を削除するものであります。  
上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 8 条第 2 項および現行定款第 11 条の「当会社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第 10 条第 3 項を削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条および現行定款第 10 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 10 条第 3 項および現行定款第 11 条を附則に移し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の繰り上げ等必要な規定および文字の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削 除)
<p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 11 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程 (予定)

平成 21 年 12 月 24 日 (木) 定時株主総会決議日

平成 21 年 12 月 24 日 (木) 効力発生日

以 上